

PRP・細胞培養等治療を行っている会員様へ

すでにご案内の通り、平成 26 年 11 月 25 日再生医療等安全性確保法が施行され、特定細胞加工物を製造する際には施設ごとに製造の許可又は届出が必要となりました。

法施行日において特定細胞加工物を製造している細胞培養加工施設は、6 か月間は許可を受けずに又は届出をせずに特定細胞加工物を製造できますが、この経過措置は平成 27 年 5 月 24 日で終了します。

今後も継続する予定のクリニックでは、以下の所定の手続きが必要となります。尚、お問い合わせは、各地方厚生局へ（当学会正会員医師に限り、学会事務局でも支援対応しますので、ご連絡ください）

再生医療等提供計画の提出

※ 再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者は、再生医療等提供計画について認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、あらかじめ、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出しなければなりません。

※ 申請書類作成支援サイト等（厚労省ホームページ）から入手、作成

添付書類

- 1 認定再生医療等委員会が述べた意見の内容を記載した書類
- 2 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- 3 実施責任者及び再生医療等を行う医師／歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴（研究実績があるには、その実績）を記載した書類
- 4 細胞の提供者に対する説明文書及び同意文書様式
- 5 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書様式
- 6 記載された再生医療等と同様又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況（研究成果等）に関する資料
- 7 再生医療等に用いる細胞に関する研究成果を記載した書類
- 8 特定細胞加工物概要書、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書
- 9 再生医療等製品を当該承認の内容に従わず用いる場合にあっては、当該再生医療等製品の添付文書等記載事項を記載した書類
- 10 再生医療等の内容をできる限り平易な用語を用いて記載したもの
- 11 特定細胞加工物の製造を委託する場合にあっては、委託契約書の写しこれに準ずるもの
- 12 個人情報取扱実施規程

提出先

- ・第 1 種再生医療等提供計画地方厚生局長を経由して厚生労働大臣
- ・第 2 種又は第 3 種再生医療等提供計画地方厚生局長

弁護士さんに聞いてみよう!

回答:林 俊孝 弁護士 (弁護士法人品川CS法律事務所)

Q. いわゆるパワーハラスメント(以下、「パワハラ」といいます。)が発生した場合、どのように対応すればいいですか？

A. 美容外科に限らず労働問題、特にパワハラ等の問題は増加傾向にあります。そこで、以下ではパワハラにより法律的にどのような責任を追及されるのか？主要な争点となるパワハラ行為の違法性を判断する際の主な基準等、ポイントを絞って概観します。

1 法的にどのような責任を主に追及されるのか？

- 1) 不法行為に基づく損害賠償責任・使用者責任(民法709・715条)等
→ 直接の加害者だけでなく、所属法人自体の責任も追及されることがあります。
- 2) 職場環境配慮義務違反に基づく債務不履行責任(同法415条)
* 被害者からは、金銭的請求の他にも、謝罪等が請求されることもあります。

2 パワハラ行為の違法性判断基準について

当該パワハラ行為に違法性があるか否かの判断基準については、過去の判例などを参考にすることとなりますが、主に、業務上の必要性や、行為者の意図・目的、その行為の態様や反復・継続性、被害者の受けた不利益の程度等を総合的にみて、その言動が社会通念上相当とされる程度を超えているかどうかで判断されているようです。もう少し具体的に言うと

- 1) 業務上の必要性(表現、回数、態様等)に基づいているかどうか。
- 2) 一見必要性があるように見えるが、退職強要や組合活動の妨害など、不当な隠された動機によるものかどうか。
- 3) 労働者の受ける不利益が通常我慢すべき水準を逸脱しているか。

などを証拠に基づいて認定し、違法性を判断していきます。
従って、加害者になりうる立場にある方は、上記を念頭に置いて日頃から証拠を準備できる環境を整えておくことが重要と思われま

3 法人の使用者責任について

前述のように法人自体についても責任追及の可能性があります。

そこで、相談窓口の設置、パワハラ防止方針の明確化、労働者への周知・啓発の有無等様々な対策が検討されるべきですが、この点についてはまたの機会にご説明したいと思います。

最後になりますが、実際にパワハラが問題となった場合、担当部署が存在しないときには速やかに弁護士等に相談されることをお勧めします。そして、大きな紛争になることを避けるためにも、日頃からの証拠の準備等の備えと迅速な対応が重要と思われま

◆ 会員の皆様からのご質問を受けております。事務局までご連絡ください。(会員番号を忘れずにお願いします)◆

協賛企業一覧

ハンスバイオメド株式会社	株式会社オーシーメディック	佐藤製薬株式会社	株式会社日本美容科学
株式会社メディカルロジック	サイノシューア株式会社	株式会社ジェイメック	株式会社エムエコーポレーション
株式会社イリヨーキ	株式会社ウィステリア	マーベラスビューティージャパン株式会社	株式会社ダスキン
丸の内マッティングクラブ	ハルテック株式会社	ダヴィンチテック株式会社	サニールス株式会社
PRSS JAPAN 株式会社	ルートロニックジャパン株式会社	株式会社ヴィーナス・ジャパン	西本賢易
MEDSTAR FORCLINIC	株式会社プロフィールド	SOLROS 株式会社	株式会社ユニフォームプラザ東京
ワイズ・インターナショナル株式会社	株式会社 総見	キャンデラ株式会社	ミラマールポ
株式会社カキヌマメディカル	株式会社 ARTISTIC & CO.	Eye-Lens Pte Ltd.	ヤマハ発動機株式会社
エスビオ・ジャパン株式会社	株式会社 INFIX	ブルーオーシャン株式会社	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.
メトラス株式会社	株式会社 ジールコスメティックス	株式会社 ウェルハート	BISON MEDICAL CO., LTD
T M S C 株式会社	株式会社 Kwin	アンプロシア株式会社	SUN MEDICAL JAPAN
株式会社 文光堂書店	ザイコア・インターナショナル・インク	ソニーイーエムシーエス株式会社	
メディカランド株式会社	アラガン・ジャパン株式会社	株式会社メディテックファーマーイスト	
MTコスメティクス株式会社	コロプラスト株式会社	ビッグブルー株式会社	

※順不同
3月25日現在



日本美容外科学会新聞

2015年
4月1日(水)
第015号

一般社団法人 日本美容外科学会
〒104-0061 東京都中央区銀座
8-10-8 銀座8丁目10番ビル6階
Tel.03-3571-1270

JAPAN SOCIETY OF AESTHETIC SURGERY
JAPAN FOUNDATION OF AESTHETIC MEDICINE

日本美容外科学会
公式新聞

今月号の
主なお知らせ

第103回日本美容外科学会

第103回日本美容外科学会

2015年 6月6日(土)・7日(日) 開催

ご挨拶

この度、第 103 回日本美容外科学会に任命して頂きました、SBC メディカルグループ 総括院長 相川佳之です。

2000 年に湘南美容外科クリニックを立ち上げ現在では国内 40 クリニック海外 1 クリニック(ベトナムホーチミン)美容外科だけでなく、眼科、血管外科、婦人科、整形外科クリニックをスタッフ 1200 名と運営しております。

2022 年までに総合病院を建てたいというビジョンで将来は SBC をアメリカのメイヨークリニックのように医学部や看護学部を持った医療法人になる事が私の人生ミッションです。今回 103 回学会に任命していただき大変光栄に思うと同時に大きな責務を感じております。しかしやるからには皆さまに来てよかったと言って頂ける学会にしたいと思います。まず、私の過去の 14 年のクリニックの経営経験から学会長講演として、マーケティング、ブランディング、採用、教育、活性化など経営ノウハウを出し惜しみなくお話しする事をお約束します。

手術が技術であると同時に経営も技術であるので、きちんと学び経験を積み必ず上手くなりますが、多くの場合基礎を学ばずに独自の方法でやっている方が多いのでうまくいく方もいればそうでない方もいるというのが現状だと思います。

私以外にも医療経営に関するノウハウを持つドクターの発表も予定しておりますので開業医や開業を考えているドクターにとっては今までになく経営について勉強できる学会となるでしょう。

また、発表の内容充実にも力をいれて一つでも二つでも意味のある情報を手に入れて頂きたいと思っておりますので是非ご期待下さい。

◆ 会場：

東京ビッグサイト 会議棟 1F

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL:03-5530-1111 (代表)

<http://www.bigsight.jp/>

◆第103回日本美容外科学 会会長

相川 佳之 (BCメディカルグループ 総括院長)

◆日本美容外科学会事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座8-10-8 銀座8丁目10番ビル6階

一般社団法人 日本美容外科学会事務局 田口順一郎

Tel: 03-3571-1270/ Fax: 03-3571-3116 E-mail: jsas@mac.com

平成 27 年度専門医試験案内

専門医試験の申込みは **5月7日締切** (試験日は6月7日)

専門医の認定を申請する者は次の各項の資格の全てを満足することが必要です。

詳しくは学会 HP (<http://www.jsas.or.jp/contents/rules.html>) 専門医制度規則及び細則を参照の上、申請書をダウンロードし作成して一式を学会事務局宛て郵送でお申し込み下さい。

1. 日本国医師免許証を有すること。
2. 申請時において5年以上引き続き当学会の正会員であり、日本先進医療医師会の正会員である者。
3. 当学会の学術集会に5回以上出席した者および同等の学術活動を理事長が認めた者。学術集会の出席点数は学会 HP にある別表にて計算し60点以上、**第103回日本美容外科学会の出席で15点。**
4. 5年以上美容外科(内、4年以内に限り形成外科診療期間を認める)を標榜して診療に従事している者で、術者として以下の美容外科症例の治療を行なった者。

- 症例
1. 乳房
 2. 隆鼻
 3. 脂肪吸引
 4. その他・・・上記を含む300症例以上の術者としての症例

* 症例報告書には所属長の承認を必要とする。

同時に検査料6万円を4月30日までに個人名が判るようにして次の学会口座にお振り込み願います。

(みずほ銀行 品川支店(店番195)普通預金 口座番号 1481676 口座名 一般社団法人日本美容外科学会)

* その他ご不明な点は学会事務局宛てメールで(jsas@mac.com)お問い合わせください。



第103回日本美容外科学会
学会長 相川 佳之

